

未成年後見人選任の審判の申立てをされる方へ

横浜家庭裁判所

1 未成年後見人選任の審判とは

未成年者の親権者が、死亡または行方不明となったり、親権喪失、親権停止または管理権を喪失したりするなどした場合で、未成年後見人となるべき方がいない場合に、未成年者に未成年後見人をつけるために申し立てる手続きです。

未成年後見人は、原則として親権者と同じ権利義務があり、未成年者の監護・養育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。未成年後見人の仕事については、別紙「未成年後見人の職務（仕事）について」をご覧ください。

2 申立てをすることができる方

- (1) 未成年者自身(未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。)
- (2) 未成年者の親族（成人している方）
- (3) 利害関係人（児童相談所長や里親等）

3 申立先

未成年者の住所地（住民登録されている場所）を管轄する家庭裁判所です。別紙「横浜家庭裁判所管内の管轄一覧表」でご確認ください。

4 申立ての方法

別紙「申立書類等チェックリスト」に記載された書類をすべてご記入、ご準備いただき、その書類等一式を提出してください（できる限り郵送での提出をお願いします。）。

【複数の未成年者について申立てを行う場合について】

（例：未成年者のきょうだい2人について申立てをする場合）

- 別紙「申立書類等チェックリスト」記載の「1 申立書類」を未成年者1人につき1セットずつ別々に作成し、提出してください。
- 同チェックリスト記載の「2 添付書類」のうち、各未成年者に共通の書類については、未成年者1人の申立て用に原本を1通と、その他の未成年者の人数分のコピーを提出してください。

5 申立て後の手続きについて

申立て後、家庭裁判所調査官（※）が、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に直接会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴きます。面接の日時等については、担当の家庭裁判所調査官から申立人にご連絡しますので、ご連絡をお待ちください。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

※ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

6 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078-374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

- 申立てについてご不明な点がありましたら、実際に申立てをする裁判所にお問い合わせください。

(別紙)

【横浜家庭裁判所管内の管轄一覧表】

横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 ◎JR根岸線「石川町駅」下車，徒歩5分。JR根岸線または地下鉄「関内駅」下車，徒歩10分 045(345)8001（後見受付）	横浜市全区 鎌倉市， 藤沢市，茅ヶ崎市， 大和市，海老名市， 綾瀬市，高座郡
横浜家庭裁判所 川崎支部	〒210-8537 川崎市川崎区富士見1-1-3 ◎JR「川崎駅」・京急「川崎駅」下車，徒歩15分（バスもあります。「教育文化会館前」下車） 044(222)1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1 ◎JR横浜線「相模原駅」下車 南口2番バス乗り場(神奈中バス) 乗車時間10分「ウェルネスさがみはら前」下車 042(716)0181	相模原市全区，座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部	〒238-8513 横須賀市新港町1-9 ◎京急「横須賀中央駅」下車，徒歩8分 046(812)4304	横須賀市，逗子市， 三浦市，三浦郡
横浜家庭裁判所 小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9 ◎JR等「小田原駅」下車，徒歩15分 0465(22)6946	小田原市，秦野市， 南足柄市，平塚市， 厚木市，伊勢原市， 足柄上郡，足柄下郡， 愛甲郡，中郡

(別紙)

申立書類等チェックリスト

- ※ 以下の「1 申立書類」と「2 添付書類」を提出してください。
- ※ きょうだいなど、複数の未成年者について申立てをする場合には、未成年者1人につき、「1 申立書類」を1セットずつ別々に提出してください。親族関係図と「2 添付書類」のうち戸籍謄本などの共通する書類については、原本を1人分ご提出ください。その他の未成年者の分についてはコピーをご提出ください。
- ※ 各書類の別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自身で作成される場合には、縦向きのA4サイズの内紙を使用してください。また、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 未成年後見人候補者事情説明書
(候補者の方がいない場合には提出不要です。)
- 財産目録
- 相続財産目録
(未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。)
- 収支予定表
- 親族関係図
- 親族の意見書
- 収入印紙（未成年者1人につき800円分）
- 郵便切手 合計3,190円
内訳：500円×3枚，100円×6枚，84円×10枚，
10円×20枚，5円×6枚，1円×20枚
(候補者2名の場合，500円切手×2枚を追加してください。)

2 添付書類

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）
 " 住民票又は戸籍附票
 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）
 " 住民票又は戸籍附票
- } 発行から3か月以内のものをご提出ください。
- ※ 未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）をご提出ください。
 ※ 住民票については、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。
- 未成年者の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券関係書類：預貯金通帳写し、取引履歴明細書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料（遺産分割がまだ終わっていない場合にご提出ください。）
 - ・預貯金及び有価証券関係書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 未成年者の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書、納税証明書、国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）や行方不明の事実を証する書類等）
- （利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料
 - ・親族が申し立てる場合、戸籍謄本（全部事項証明）等で続柄がわかるもの
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

未成年後見人の職務（仕事）について

横浜家庭裁判所

未成年後見人(以下「後見人」と記します。)選任の審判の申立てにあたっては、以下に説明する後見人の職務を十分にご理解いただいた上で、手続を行ってください。

ただし、以下の説明は、単独の後見人が選任された場合を想定しています。もし複数の後見人が選任され権限行使の定めがあった場合は、職務が制限されますのでご注意ください。ご不明な点があれば、家庭裁判所にお問い合わせください。

未成年後見人の職務(仕事)は、「身上監護」、「財産管理」、「家庭裁判所への報告」の3つが主なものです。

【身上監護】

親代わりとして、未成年被後見人(以下「未成年者」と記します。)の監護養育に責任を持ちます。住む場所を確保したり、進学や就職の相談にのったりしてあげる必要もあります

【財産管理】

1 未成年者の財産とは

未成年者が元々持っていた財産だけでなく、亡親等から相続した(あるいは相続予定の)不動産・預貯金, 受け取った(あるいは受取予定の)生命保険金なども含みます。

2 成人になるまで適正に管理

- (1) 未成年者が成人になるまで、財産をきちんと管理しなければいけません。
- (2) 後見人が、後見人自身のために未成年者の財産を使うことは、絶対に許されません。
- (3) 未成年者の利益に反して、未成年者の財産を処分(売却, 贈与, 貸付け等)することも許されません。
- (4) また、未成年者に損害を与えるおそれのある、株の購入や先物取引などの投機的な運用をすることは堅く慎まなければいけません。

3 後見人の財産と未成年者の財産がまざらないように注意

- (1) 同居している場合でも、後見人の生活費は後見人の財産や収入から支払い、未成年者の生活費は未成年者の財産や収入から支払うことになります。

- (2) 後見人の厚意で、後見人の収入を未成年者の生活費にあてるのは構いませんが、その逆はできません。
- (3) 後見人の財産と未成年者の財産を区別するために、未成年者の預貯金の口座名義は、未成年者名義または「〇〇(未成年者氏名)未成年後見人△△(後見人氏名)」という名義にして管理することになります。後見人の個人名義の口座で管理してはいけません。

4 財産や収支の管理

(1) 支出計画

未成年者の生活費、教育費など、日常的に支出することが予測できる費用について、支出計画を立てます。未成年者の日常的な生活費については、特別な出費(例:入学金,入院費等)とは別にして、支出計画の範囲内でまかなうこととなります。

(2) 収支の記録,領収書の保管

収支の管理に際しては、収入や支出が生じるごとに、金銭出納帳をつけてください。様式は問いませんので、市販の出納帳(ノート)を使っても構いません。

なお、定期的な収入・支出については、なるべく1つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が1通の通帳によって把握できて便利です。

(3) 未成年者に多額の預貯金がある場合

未成年者の財産を適切に保護、管理するため、弁護士などの専門職の後見人や未成年後見監督人(以下「監督人」と記します。)を選任したり、後見制度支援信託・支援預貯金を活用していただく運用を行っています。

なお、専門職の後見人や監督人が選任された場合には、未成年者の財産から報酬を支払う必要があります。

5 家庭裁判所などへの報告義務

後見監督機関(家庭裁判所や監督人)から報告を求められたときには、未成年者の財産の管理状況等を報告する義務があります。

6 家庭裁判所などへの相談

未成年者の重要な財産を処分(例:不動産の売却)したり、後見人や未成年者が転居したりするなど、未成年者に重要な影響を及ぼす行為をするときは、必ず後見監督機関(家庭裁判所や監督人)に相談する必要があります。

7 後見事務費用と後見人の報酬

- (1) 交通費，通信費，戸籍謄本類の交付料金等の後見事務を行う上で必要な費用(後見事務費用)は，未成年者の財産から支出することができます。
- (2) 後見人の報酬は，未成年者の財産から勝手に支出することはできません。報酬を得たい場合は，必ず家庭裁判所に「未成年後見人に対する報酬付与」審判の申立手続をする必要があります。家庭裁判所が，報酬付与の可否を判断した上で，報酬の額を決定します。

8 後見人の責任

- (1) 後見人が未成年者の財産を後見人自らのために使ったり，未成年者の利益に反して未成年者の財産を処分(売却，贈与，貸付け等)したりするなど，不正な行為をしたときは，家庭裁判所が後見人を解任することがあります。
- (2) また，未成年者に損害を与えた後見人は，その損害を賠償しなければなりません。
- (3) 悪質な不正行為があった場合には，業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

【家庭裁判所への報告】

1 後見人に選任されたときの報告

- (1) 後見人に選任されたら，それから1か月以内に，未成年者の財産を調査して「財産目録」，「後見事務計画書」及び「収支予定表」を作成し，家庭裁判所に提出しなければなりません。
- (2) 提出する「財産目録」は，未成年後見人選任審判の申立ての際に家庭裁判所に提出した「財産目録」と類似の様式です。申立ての際に作成した財産目録のコピーを保管しておき，それを参考にして，その後に加わった財産や収入も含めて改めて作成することになります。

2 その後の報告

- (1) 最初の報告の後も，定期的(概ね1年ごと)に，後見人として行った職務の内容を報告していただきます。
- (2) 後見人から提出された後見事務の報告内容などにより，追加の報告を求めたり，家庭裁判所にお越しいただいて，説明していただくことがあります。

3 後見の職務が終了したときの手続

- (1) 未成年者が成年に達したときや他人と養子縁組をしたときは，後見は終了し，後見人の職務も終了します。
- (2) 10日以内に市区町村役場に後見終了の届出をする必要があります。

- (3) 2か月以内に、管理していた財産の収支を計算し、成年に達した本人に、「財産目録」とともに財産を引き渡すこととなります(養子縁組により後見が終了した場合は、その養親に財産と財産目録を引き渡します。)

その際には、後日争いが起きないように、本人または養親に財産の引渡しを受けたことがわかる書面(受領書など)を、作成してもらうことも考えられます。

その上で、家庭裁判所に対し、指定された報告書等を提出して、後見事務を終了することになります。